

(2026 年6月 30 日発表)

## 職員の懲戒処分の発令について

本日、職員に対する懲戒処分を行いましたので、その内容についてお知らせします。

### 【処分年月日】

2026 年6月 30 日

### 【被処分者、処分内容及び処分事由】

被処分者:教育委員会事務局 一般職員 50 代 男性

内 容:減給 10 分の1 (1箇月)

事 由:地方公務員法第 29 条第1項第1号及び第3号

法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行

### 【事案の概要】

被処分者は、次に掲げる行為を行いました。

2025 年 10 月 11 日午後1時 45 分頃、普通乗用自動車を運転し、静岡市清水区江尻町先の交差点を右折するに当たり、前方左右を注視せず、対向車両の有無及びその安全確認不十分のまま時速約 10 キロメートルで右折進行し、対向直進してきた相手方の一般原動機付自転車と衝突し、相手方を同原動機付自転車もろとも路上に転倒させ怪我を負わせました。

これにより、同年 12 月 17 日に清水簡易裁判所から罰金 15 万円の略式命令を受けました。

### 【教育長コメント】

今回、職員が交通法規違反を犯したことに對して、被害者及び関係の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対しては、より一層の交通法規の遵守、安全運転の励行を求め、改めて指導を徹底するとともに、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

2026 年6月 30 日

教育長 なかむら ももみ  
中村 百見

### 【問い合わせ先】

教育委員会事務局 教育総務課(清水庁舎8階) 担当:杉原、梶山

電話:054-354-2503